

管理企画指導室

管理企画指導室の取り組み

総 括

(1) 下水道の持続的な経営について

- 1) 下水道経営の現状・課題
- 2) 収支構造適正化の推進
- 3) 経営状況の見える化
- 4) その他（経営改善に関連して）

(2) 下水道分野におけるコンセッションを含む PPP/PFI の推進について

- 1) 現状及び国土交通省の取組状況（全般）
- 2) 下水処理場等の包括的民間委託
- 3) 管路施設の包括的民間委託
- 4) P F I（従来型）・D B O方式の概要
- 5) コンセッション方式
- 6) 民間収益施設併設事業による下水道用地の活用

(3) 下水道の適切な維持管理について

- 1) 維持管理事故への対応
- 2) 住宅宿泊事業（民泊）に係る下水道法上の運用

(4) 行政手続きにおけるデジタル化の推進等について

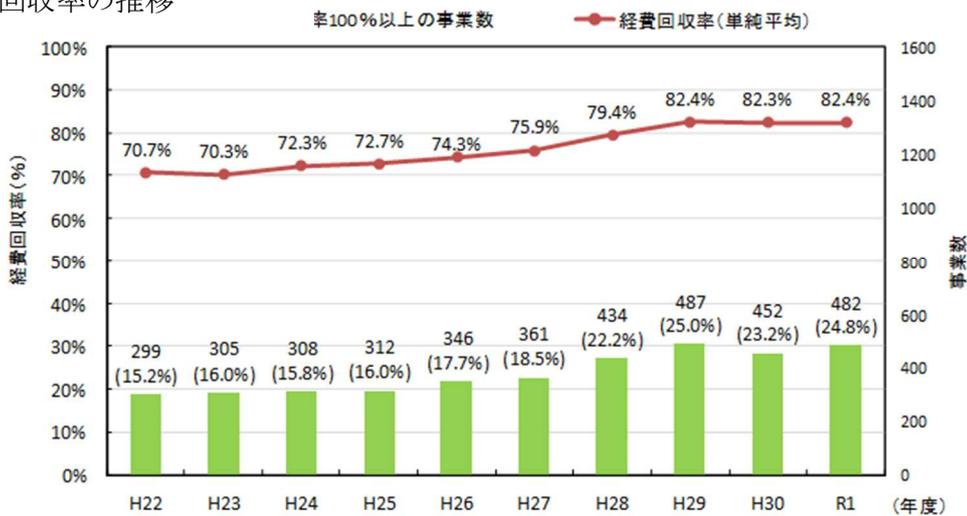
- 1) デジタル手続法の施行等

(1) 下水道の持続的な経営について

1) 下水道経営の現状・課題

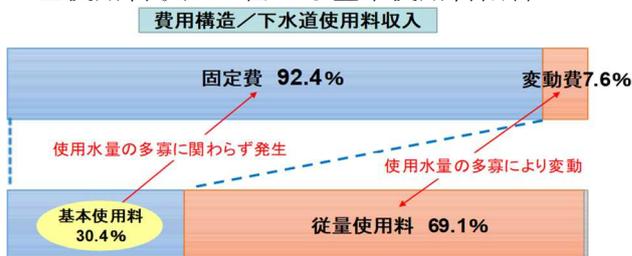
- 近年、下水道経営の状況は全体的に改善傾向にあるが、3/4 の事業では、使用料で回収すべき汚水処理に要する費用単価（汚水処理原価）が使用料単価を上回る「原価割れ」の状態。
- 費用構造に比べ基本使用料割合が低く、人口減少の進行等により、下水道サービスの維持が困難となるおそれがある。
- 中長期収支見通しの作成や収支構造見直しの必要性の確認が不十分となっている。
- 今後、人口減少等に伴う収入の減少や老朽化施設の増大等により、厳しい経営環境になることが想定される中、将来に渡って下水道サービスを維持するためには、経営に関する的確な現状把握や中長期収支見通しを含む経営計画の策定、定期検証に基づく収支構造の適正化を推進する必要がある。

■経費回収率の推移



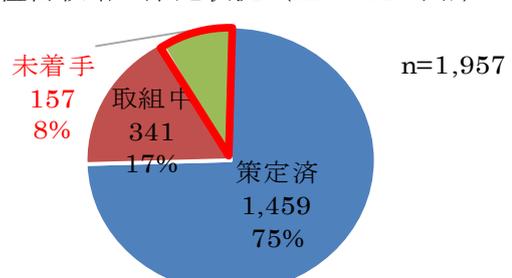
出典：地方公営企業年鑑（総務省）をもとに作成
 ※公共下水道事業（特環、特公を含む）を対象としている。
 ※平成26年度以降の経費回収率は、補助金等を財源とした償却資産に係る減価償却費等を控除している。
 ※グラフ中、経費回収率100%以上の事業数の（ ）内の数字は、全事業数における割合を示している。

■使用料収入に占める基本使用料割合



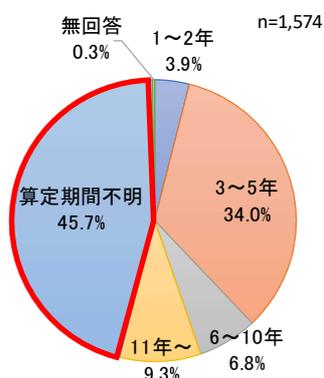
(出典)「下水道使用料に関する実態調査」(R1.10月 国土交通省)
 ※「下水道使用料に関する実態調査」の回答1,574件のうち、使用料については有効回答1,007件の平均値を算出しており、費用については有効回答906件の平均値を算出している。
 ※変動費は、動力費、薬品費及び修繕費の50%としている。

■経営戦略の策定状況 (R2.3.31時点)

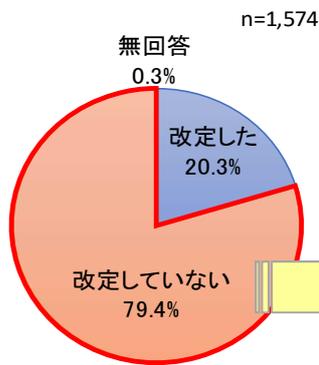


(出典)「公営企業の経営戦略等の策定状況等(令和2年3月31日時点)」をもとに作成
 (注)公共下水道、特定環境保全公共下水道、特定公共下水道、流域下水道を対象

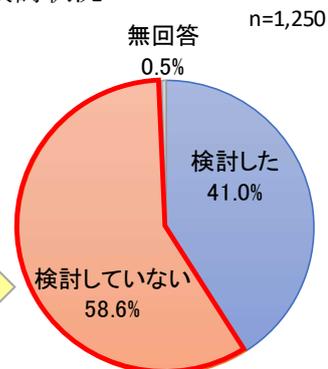
■ 現行使用料体系における使用料算定期間



■ 直近5か年の使用料改定状況



■ 直近5か年の使用料未改定団体における使用料改定の検討状況



(出典)「下水道使用料に関する実態調査」(R1.10月 国土交通省)

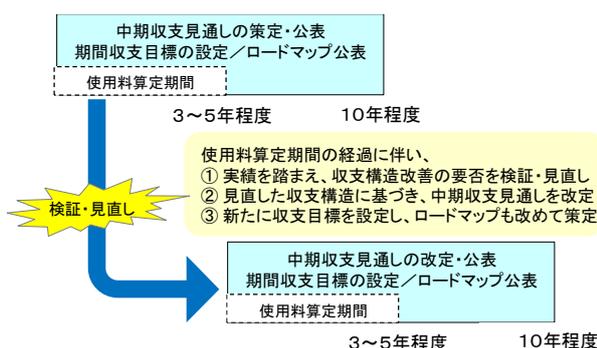
【参考】「人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会」報告書 (令和2年7月)

○昨今の厳しい経営環境を踏まえ、今後目指すべき下水道事業経営の方向性と国等による支援等のあり方について以下の提言がなされている。

- (1) 経営状況の「見える化」等による住民理解の促進
 - ・ 経営戦略の策定・改定を通じた経営状況の「見える化」等
- (2) 下水道管理者による経営努力の徹底
 - ・ 新技術の導入、広域化・共同化、官民連携等による費用低減等
- (3) 中長期的な観点からの適切な収支構造への見直し等
 - ・ 経営健全化(定期的な収支構造の検証・見直し)サイクルの構築等

○報告書では、「現下の経済情勢や市民生活及び経済活動に与える影響等にも十分に配慮しつつ、収支構造の見直しの検討を不断に進めることが求められる」と記されている。

【経営健全化サイクルのイメージ】



【参考】

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000646.html

2) 経営健全化サイクルの構築に向けた取組の推進

(i) 社会資本整備総合交付金等の交付要件化

- 国土交通省では、下水道事業における経営健全化サイクルの構築を推進するため、社会資本整備総合交付金等の活用之际し、以下の要件を新たに追加しているため、留意されたい。
 - ・ 人口3万人未満の地方公共団体においては、令和6年度以降の予算・決算が公営企業会計に基づくものに移行していること

- ・公営企業会計を適用済の地方公共団体において、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップを策定し、国土交通省に提出すること

(ii) 国土交通省による取組支援

国土交通省では、各団体の経営健全化に向けた取組を支援するため、以下の取組を行っているところ。

○ 下水道事業経営セミナーの開催

- 下水道経営を担当する者を対象に令和3年3月にセミナーを開催。
- 学識者の講演、国等からの情報提供、優良団体の事例発表、グループディスカッションを行い、106団体、約130名が参加した。
- セミナーの資料や質疑応答等は下水道全国データベースにて公表。
- 今後も、同様の場を継続的に設ける予定であるため、都道府県におかれては、積極的な参加並びに管内の市町村に対する積極的な参加の働き掛けや情報・発表事例の共有をお願いしたい。

○ 経営健全化に取り組む中小団体の優良事例集の提供

- ノウハウや人員の不足が深刻化している小規模団体の経営健全化を推進するため、実務的な参考資料として活用できるよう、過去10年において段階的に収支構造の改善がなされている中小規模の地方公共団体を抽出し、収支構造改善の取組内容や実現できた理由・背景等について、優良事例集を作成。(令和3年4月に提供予定。)

○ 経営状況の見える化（経営情報比較ツール）について

- 他団体との比較を通じ、経営状況を客観的に把握し、収支構造の適正化を図る際の参考となるよう、汚水処理原価や使用料単価等の代表的な経営指標を類似団体区分毎に一覧化し公表している。(昨年は6月に公表)

【参考】

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000574.html

(iii) 都道府県による管内市町村の経営健全化支援のお願い

- 中小規模の団体は、特に人員の確保やノウハウの蓄積等の面で執行体制が脆弱であるため、各都道府県におかれては、広域連携に関する体制の構築や先進事例の紹介、下水道経営に精通した人材の紹介、各種情報提供など、管内の各下水道事業の経営健全化の取組について、具体的かつ積極的な支援に取り組んでいただきたい。
- 例えば、使用料算定期間経過時の検証業務等を都道府県が取りまとめ、共同で発注することなども有効と考えられるので検討いただきたい。

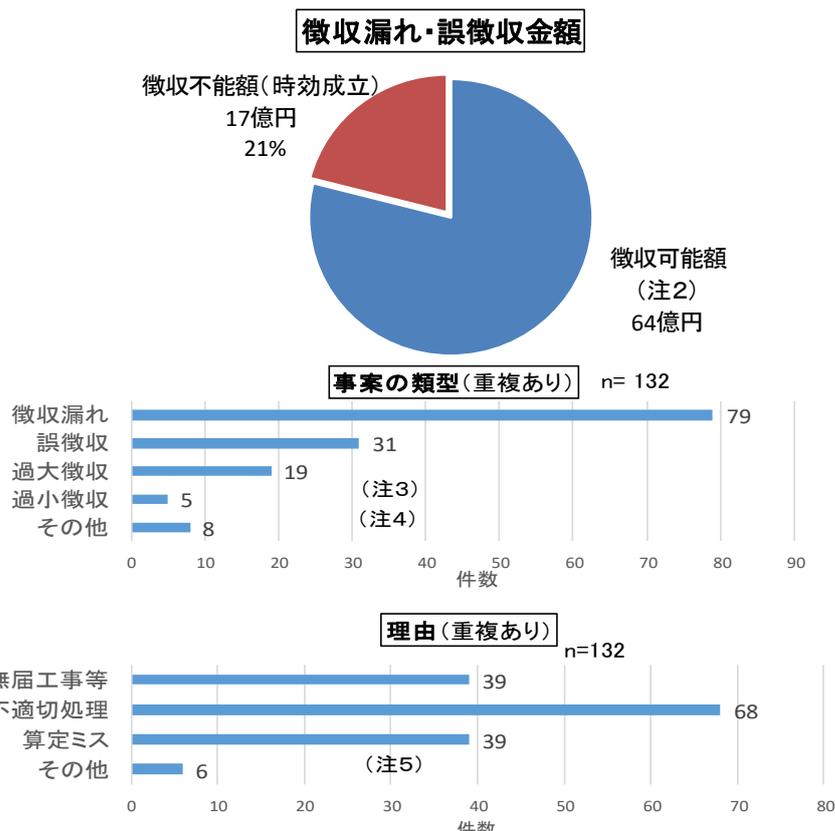
4) その他（経営改善に関連して）

(i) 下水道使用料等の適切な徴収等

- 従前から無届工事や職員の事務処理ミス等により下水道使用料や受益者負担金等の徴収漏れや誤徴収、過大徴収等の事案が発生しており、昨年度においても徴収漏れ等が報道されているところ。
- 下水道使用料等の適切な徴収を行うことは、負担の公平性の確保や下水道経営改善の観点から極めて重要であることから、再度、その徹底をお願いする。「下水道使用料の誤徴収事案の発生について」（令和2年2月25日付け国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課管理企画指導室課長補佐事務連絡）、「下水道事業受益者負担金の徴収猶予に係る不適切な事務処理について」（令和3年3月26日付け国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課管理企画指導室課長補佐事務連絡）
- 都道府県におかれては、管内市町村に対して、使用料賦課徴収漏れ等につき、同様の事案の未然防止に努めるよう注意喚起をしていただくとともに、今後下水道使用料の誤徴収等の事案が判明した際には、速やかに国へ情報提供いただくよう、改めて周知をお願いする。

【参考】

a. 使用料の徴収漏れ・誤徴収事案の類型（平成25年度～令和2年度）（注1）



(注1) 平成25年度～令和元年度に発覚したもので、報告、報道等により国土交通省が把握している132件を対象。

(注2) 対象の132件のうち、徴収可・不可(時効成立した額)の不明なものは「徴収可能額」に計上している。

(注3) 「過大徴収」「過小徴収」の区分が不明なものは、「誤徴収」に計上している。

(注4) 類型の「その他」は、データの入替わり(第三者の使用量により使用料を賦課)、過去に判明し徴収漏れの処理を怠っていた、滞納を不適切に放置等

(注5) 理由の「その他」は、請求書の未発送、規定に基づかない減免処分、汚水管を雨水管に誤接続(検査が適正に行われていなかった)等

(出典 国交省調べ)

b. 再発防止策

不適切事案の多くは、下水道の接続時に適正な手続が行われなかったこと、書類上と実態との相違が生じていたことを把握していなかったことに起因。

- ✓ 届出・申請等の周知徹底（使用者、業者）
- ✓ 届出内容及び料金システム入力等の確認強化
- ✓ 定期的な現地確認の実施
- ✓ 関係部局（建築審査、都市計画、農林等）との連携

（ii）共有私道における排水設備の設置等における同意及び本人確認について

- 国土交通省下水道部では、所有者不明土地の円滑かつ適正な利用を促し、デジタル社会の実現に向けた行政手続きのオンライン化を進めるといふ政府全体の方針も踏まえ、令和3年1月、「共有私道に排水設備を設置する際の私道共有者の同意及び本人確認に関する調査」を実施した。
- 当該実態調査結果（公共下水道管理者及び東京都23区 全1,449団体中、1,411団体から回答あり）によれば、

- 共有私道への排水設備設置申請時に、私道共有者の同意書の提出を求めている団体は1,020団体。同意書を求める共有者の範囲は「全員」が737団体で、「所在不明の共有者を除き全員」は199団体にとどまった。（その他、独自に設けている排水設備設置助成制度の中で、私道共有者の同意書の提出を求めている団体もあった。）

※「複数の者が所有する私道の工事において必要な所有者の同意に関する研究報告書～所有者不明私道への対応ガイドライン～」（平成30年1月、共有私道の保存・管理等に関する事例研究会（法務省））では、共有者の一部に所在不明の者がある共有私道について、排水設備を設置する際には、必ずしも私道共有者全員の同意を得る必要がない場合があり得ることが示されている。

- また、同意者の本人確認手法としては、「認印の押印」が928団体で最も多い。「実印の押印」は88団体、そのうち「印鑑登録証明書の添付」も求めている団体は48団体であった。

※国の行政手続きでは、認印は全廃の見通し。内閣府が策定した「地方公共団体における押印見直しマニュアル」（令和2年12月18日）では、押印見直しの判断基準として「登記・登録印によらない押印は、本人確認の手段としての効果は大きくないため、認印については、行政手続、内部手続に関わらず、押印を求める趣旨の合理性が乏しいと考えられ、基本的に押印を廃止します。」とされている。

- 各団体に対しては、所有者不明土地の円滑かつ適正な利用を促し、デジタル社会の実現に向けた行政手続きのオンライン化を進めるため、共有私道に排水設備を設置する際の私道共有者の同意及び本人確認に関する手続きに関し、以下のような観点から、改めて確認・検証をしたうえで、必要に応じて見直しを行っていただくようお願いしている。（「共有私道に排水設備を設置する際の私道共有者の同意及び本人確認に関する調査の集計結果について」（令和3年4月19日付け国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課管理企画指導室長事務連絡））

【確認・検証を行っていただくポイント】

<同意書の提出を求める私道共有者の範囲の妥当性>

○所在不明の共有者がいる場合には、必ずしも全員の同意書の提出を求めないなど、同意書の提出を求める私道共有者の範囲が、必要最小限となっているか。

<同意者の本人確認の必要性・方法の妥当性>

○認印の押印は、本人確認の手段としての効果が大きくなく、押印を求める趣旨の合理性が乏しいため、廃止してはどうか。

○実印の押印、印鑑登録証明書の提出に代え、運転免許証等公的身分証の写しの提出等、より負担の少ない方法に代替できないか。

(iii) 「下水道使用料徴収事務の手引き」及び「受益者負担金（分担金）徴収事務の手引き」の発刊について

- (公社)日本下水道協会は、下水道使用料金等徴収事務調査専門委員会における、下水道使用料の徴収事務や受益者負担金、滞納整理に関する議論を経て改訂版を作成。
- 改訂版の発刊は令和3年4月30日を予定。

(2) 下水道分野におけるコンセッション方式を含む

PPP/PFI の推進について

1) 現状及び国土交通省の取組 (全般)

① PPP/PFI 導入に対する政府の取組

- PPP/PFI については、政府全体として取組を推進中。
- 下水道施設等の効率的・効果的な整備・運営、公的負担の抑制や民間の新たなビジネス機会の創出を図るために、コンセッション方式を含む多様な官民連携手法の積極的な導入を期待。
- 下水道分野におけるコンセッション事業の推進については、「経済財政運営と改革の基本方針 2020」や「成長戦略フォローアップ」といった閣議決定された計画においても言及。
- また、内閣総理大臣を会長とする民間資金等活用事業推進会議が定めた「PPP/PFI 推進アクションプラン (令和 2 年改定版)」においても、下水道分野におけるコンセッション方式の導入促進のための目標等を制定。

経済財政運営と改革の基本方針 2020 (令和 2 年 7 月) 抜粋

第 1 章 新型コロナウイルス感染症の下での危機克服と新しい未来に向けて運営と経済・財政一体改革

5. 感染症拡大を踏まえた当面の経済財政運営と経済・財政一体改革 (2) 感染症拡大を踏まえた経済・財政一体改革の推進

- 公共施設の整備・運営に当たっては、PPP/PFI などの官民連携手法を通じて民間の創意工夫を最大限取り入れる。その上で、公共事業の効率化等を図り、中長期的な見通しの下、安定的・持続的な公共投資を推進しつつ戦略的・計画的な取組を進める。

第 3 章 「新たな日常」の実現

2. 「新たな日常」が実現される地方創生 (1) 東京一極集中型から多核連携型の国づくりへ

⑤ 公共サービスにおける民間活用

- あらゆる分野において民間資金・ノウハウを積極活用し、コンセッションなど多様な PPP/PFI を推進する。
- 特に、コンセッション事業者が、事業に密接に関連する建設・改修についても実施できることを明確化するための法制度の整備を行うとともに、初期財政負担支援、資格制度整備、官民対話の促進など地方自治体の取組が加速するようなインセンティブを強化する。

PPP/PFI 推進アクションプラン (令和 2 年改定版) (令和 2 年 7 月) 抜粋

3. 推進のための施策

(2) 地方公共団体等への PPP/PFI 導入促進に向けた積極的な支援

v) 広域化・集約化等に向けた支援等

- ② 下水道事業について、広域化・共同化に関する計画策定の検討着手や公営企業会計の適用の検討着手を要件化しており、これらの取組を着実に進め、PPP/PFI 活用の促進につなげる。(平成 30 年度から)

vi) PPP/PFI 手法の優先的検討等の促進

- ② PPP/PFI の導入検討を一部要件化した事業分野(公営住宅、下水道、都市公園、一般廃棄物処理施設、浄化槽、集落排水)について、着実に運用を実施する。(平成 29 年度から)

4. 集中取組方針

(2) 重点分野と目標

③ 下水道

- 平成 26 年度から平成 29 年度までの集中強化期間中の数値目標 6 件は達成した。ただし、6 件のうち実施方針の策定完了済みという手続きまで到達している案件は 3 件であるため、引き続き重点分野とし、6 件の実施方針の策定完了の達成までフォローアップを続けるものとする。なお、6 件の実施方針の策定完了までの目標期間を令和 3 年度末までとする。

② 下水道事業における PPP/PFI 事業の実施状況

- 管路施設や下水処理場の管理については9割以上が民間委託を導入済み。このうち、施設の巡視・点検・調査・清掃・修繕、運転管理・薬品燃料調達・修繕などを一括して複数年にわたり民間に委ねる包括的民間委託は、令和2年4月時点において、処理施設で531施設、管路で38契約導入されており、近年増加中
- 下水汚泥を利用してガス発電や固形燃料化等を行う事業を中心にPFI(従来型)・DBO方式は、令和2年4月時点において、37施設で実施中。
- PFI(コンセッション方式)については、浜松市が平成30年4月に、高知県須崎市が令和2年4月に事業を開始。また、令和3年3月に宮城県が優先交渉権者を選定、同年4月に神奈川県三浦市が実施方針を公表、それぞれ事業開始に向けて手続きを進めている。

(R2.4時点で実施中のもの。国土交通省調査による)
(* H30 総務省「地方公営企業決算状況調査」による。H31.3.31時点)
※ 1団体が複数の施設を対象としたPPP/PFI事業を行う場合があるため、必ずしも団体数の合計は一致しない

下水道施設	下水処理施設	ポンプ場	管路施設	全体
	(全国2,199箇所*)	(全国6,069箇所*)	(全国約48万km*)	(全国1,471団体)
包括的民間委託	531箇所 (266団体)	893箇所 (160団体)	38契約 (26団体)	(272団体)
指定管理者制度	62箇所 (20団体)	81箇所 (9団体)	33契約 (11団体)	(20団体)
DBO方式	25契約 (22団体)	1契約 (1団体)	0契約 (0団体)	(23団体)
PFI (従来型)	10契約 (7団体)	0契約 (0団体)	1契約 (1団体)	(8団体)
PFI (コンセッション方式)	2契約 (2団体)	1契約 (1団体)	1契約 (1団体)	(2団体)

③ 国土交通省における PPP/PFI 導入に対する取組

- ▶ 国土交通省では、各種ガイドラインの整備、案件形成に向けた情報・ノウハウの共有や財政的支援を通じて PPP/PFI 導入に対する支援を実施中。
- ▶ 地方公共団体においては、各支援策を活用しつつ、地域の実情に応じた導入検討の推進を期待。

案件形成に向けた情報・ノウハウの共有

- 「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」設置(H27~)
 - ・全国より187の地方公共団体が参画(R3.2時点)。2~3ヶ月に1回程度開催。
 - ・「民間セクター分科会」を設置(H29~)。年間1~2回程度開催。
- 官民連携相談窓口「げすいの窓口」設置(H29~)
 - ・地方公共団体の担当者の方々からの相談・質問等をお受けするための相談窓口(げすいの窓口)を設置。
- 下水道事業における官民連携・広域化等に関する説明会の開催(H29~)
 - ・最新の国の方針や実際の取組事例について、全国各ブロックで説明会実施。
- 首長に対するトップセールス(H28.2~)
 - ・コンセッションをはじめとするPPP/PFI手法の導入を促すため、首長等に対する働きかけを実施。



第22回PPP/PFI検討会
(令和2年8月)の様子

各種ガイドライン等の整備

- <PPP/PFI全般>
 - ・下水道事業におけるPPP/PFI手法選択のためのガイドライン(H29.1)
- <包括的民間委託>
 - ・性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン(H13.4)
 - ・処理場等包括的民間委託の履行監視・評価に関するガイドライン(H30.12)
 - ・下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入ガイドライン(R2.3)
 - ・処理場等包括的民間委託導入ガイドライン(R2.6)_日本下水道協会
- <コンセッション>
 - ・下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン(H31.3)

財政的支援

- 準備事業の支援
(モデル都市に対する支援)(H28~)
 - ・コンセッションを含む先進的なPPP/PFI事業の導入に前向きな自治体に対して内部検討や実施方針・契約書作成等の支援を実施。
- 社会資本整備総合交付金等
 - ・下水道分野におけるPPP/PFI事業に対して社会資本整備総合交付金等により支援を実施。

(i) 下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会(PPP/PFI検討会)

- ▶ 平成27年度より、多様なPPP/PFI手法の導入に向けた方策やノウハウ等を検討・共有するため実施。
- ▶ 令和3年2月末時点で187の地方公共団体とオブザーバーとして日本下水道協会、日本下水道事業団や民間資金等活用事業推進機構、日本政策投資銀行が参画。令和元年度までの実績として全都道府県が参加。
- ▶ 令和3年度も開催予定。地方公共団体の積極的な参加を期待。
- ▶ 都道府県におかれては、PPP/PFI事業の周知・促進のため、本検討会に引き続き参加いただき、管内の市町村に対する検討会出席の働きかけや情報・発表事例の共有をお願いしたい。

※第24回検討会の新規参画団体（1団体）は太字下線

地域等	都道府県	団体数	参加団体名	地域等	都道府県	団体数	参加団体名		
北海道	北海道	2	北海道、札幌市	近畿	福井県	1	福井県		
東北	青森県	2	青森県、青森市		滋賀県	2	滋賀県、大津市		
	岩手県	4	岩手県、盛岡市、大船渡市、岩手町		京都府	3	京都府、京都市、宇治市		
	宮城県	19	宮城県、仙台市、石巻市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、栗原市、大崎市、蔵王町、村田町、柴田町、川崎町、亶理町、山元町、大衡村、涌谷町、美里町、南三陸町		大阪府	10	大阪府、大阪市、堺市、吹田市、守口市、八尾市、富田林市、河内長野市、藤井寺市、大阪狭山市		
	秋田県	2	秋田県、秋田市		兵庫県	5	兵庫県、神戸市、姫路市、尼崎市、上郡町		
	山形県	3	山形県、鶴岡市、酒田市		奈良県	2	奈良県、奈良市		
	福島県	5	福島県、福島市、いわき市、郡山市、会津坂下町		和歌山県	2	和歌山県、和歌山市		
関東	茨城県	3	茨城県、水戸市、取手地方広域下水道組合	中国	鳥取県	2	鳥取県、鳥取市		
	栃木県	5	栃木県、宇都宮市、佐野市、小山市、市貝町			島根県	1	島根県	
	群馬県	3	群馬県、前橋市、館林市			岡山県	3	岡山県、岡山市、赤磐市	
	埼玉県	2	埼玉県、さいたま市			広島県	7	広島県、広島市、三原市、福山市、大竹市、廿日市市、世羅町	
	千葉県	7	千葉県、千葉市、松戸市、市川市、船橋市、習志野市、柏市			山口県	4	山口県、 <u>下関市</u> 、宇部市、周南市	
	東京都	4	東京都、武蔵野市、小平市、多摩市		四国	徳島県	1	徳島県	
	神奈川県	12	神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横浜賀市、藤沢市、小田原市、逗子市、三浦市、大和市、綾瀬市、葉山町				香川県	2	香川県、高松市
	山梨県	1	山梨県				愛媛県	3	愛媛県、松山市、新居浜市
		長野県	3		長野県、茅野市、塩尻市		高知県	4	高知県、高知市、須崎市、香美市
	北陸	新潟県	6		新潟県、新潟市、十日町市、糸魚川市、南魚沼市、胎内市	九州	福岡県	4	福岡県、北九州市、福岡市、大牟田市
富山県		3	富山県、富山市、黒部市		佐賀県		2	佐賀県、佐賀市	
石川県		6	石川県、金沢市、小松市、加賀市、かほく市、津幡町		長崎県		2	長崎県、長崎市	
中部	岐阜県	3	岐阜県、岐阜市、瑞穂市		熊本県		4	熊本県、熊本市、荒尾市、山鹿市	
	静岡県	8	静岡県、静岡市、浜松市、沼津市、伊東市、富士市、下田市、吉田町		大分県		2	大分県、大分市	
	愛知県	9	愛知県、名古屋市長、岡崎市、春日井市、刈谷市、豊田市、日進市、田原市、武豊町		宮崎県		2	宮崎県、宮崎市	
	三重県	3	三重県、津市、四日市市		鹿児島県		2	鹿児島県、鹿児島市	
				沖縄	沖縄県	2	沖縄県、那覇市		

合計：187団体(47都道府県、120市、19町村、1団体)(令和3年2月時点)

(ii) 下水道における新たな PPP/PFI 事業の促進に向けた検討会民間セクター分科会

- 平成 29 年度より、民間企業の視点で PPP/PFI 手法の導入に向けた課題等を検討するため民間セクター分科会を設置。
- 令和 2 年度末までに 4 回開催。令和 3 年度も開催予定。

(iii) 下水道事業における官民連携、経営健全化等に関する説明会（下水道キャラバン）

- 平成 29 年度より、下水道事業における課題を解決するための有効な手段となる取組等について、各地方公共団体において実践することを推進するため、全国各ブロックにおいて、下水道キャラバンを展開。広域化・官民連携・革新的技術(B-DASH)の3テーマについて事例の共有等を実施。
- 令和元年度は、全国 7 箇所において開催し、合計 305 団体、501 名が参加。令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症予防のため開催見送り。

- 令和3年度は、感染状況を踏まえて開催手法を検討中。都道府県におかれては、管内の市町村に対する説明会出席の働きかけや情報・発表事例の共有をお願いしたい。

(iv) 人口20万人以上の地方公共団体における、社会資本整備総合交付金等を活用するための要件

- 一定規模以上の改築を行う場合は、コンセッション方式の導入について、検討又は検討スケジュールの明確化が要件。検討の結果、直ちに導入しない場合でも、その理由を明確にするなど、十分な検討を行うこと。
- 一定規模以上の汚泥利活用施設（消化ガス発電施設、固形燃料化施設、肥料化施設等）の新設を行う場合は、原則としてPPP/PFI手法（コンセッション、PFI、DBO、DB等）を導入すること。

2) 下水処理場等の包括的民間委託

① 下水処理場等の包括的民間委託の概要

- 国土交通省は、維持管理の質を確保しつつ効率性を実現するための有効な方策の一つとして、包括的民間委託を推進している。
- 下水処理場等の包括的民間委託は「性能発注方式であること」、「複数年契約であること」が基本的な要素。
- 性能発注方式とは、民間事業者が施設を適切に運転し、一定の性能（パフォーマンス）を発揮することができるのであれば、施設の運転方法の詳細等については民間事業者の自由裁量に任せる委託契約方式。
- 主要な業務である下水処理場の運転、保守点検に加え、清掃、建物管理等、ユーティリティの調達、補修などの業務を含めることが一般的。

② 下水処理場の包括的民間委託の導入状況

- 下水処理場の包括的民間委託の処理場数は年々増加傾向。
- 修繕を含むレベル2.5以上が75%以上。



③ 下水処理場等の包括的民間委託導入に対する取組

(i) 処理場等包括的民間委託導入ガイドライン

- 導入促進に向けて、平成15年12月に「包括的民間委託導入マニュアル(案)」、平成20年6月に「包括的民間委託等実施運営マニュアル(案)」((公社)日本下水道協会)が発行されてきた。
- 新たに導入する団体や2期目以降の契約更新の増加を見据え、令和2年6月、それらに係る考え方や留意点、事例などの記載内容を充実する形で、「処理場等包括的民間委託導入ガイドライン」が発行された。

処理場等包括的民間委託導入ガイドライン 目次		公益社団法人 日本下水道協会
【処理場等包括的民間委託導入ガイドライン】		
第1章 包括的民間委託の基本的考え方	1.1 包括的民間委託とは	1.1: 包括的民間委託の定義、委託レベル(1、2、2.5、3)、情報管理及びマネジメントサイクルの確立の重要性等
1.2 包括的民間委託の導入目的		1.2: 包括的民間委託の導入目的と直営・仕様発注・包括的民間委託の特徴比較
1.3 包括的民間委託の導入実施手順		1.3: 包括的民間委託の導入・実施手順、導入に当たっての留意事項
第2章 用語の定義		第2章: 包括的民間委託に係る用語の定義
第3章 受託者選定方式	3.1 受託者選定方式	3.1: 各受託者選定方式の概要、実施手順、総合評価方式について
3.2 入札参加促進・競争性確保に向けた取組み		3.2: 入札参加促進・競争性確保に向けた取組みの事例
第4章 包括的民間委託の導入段階に必要な書類	4.1 包括的民間委託の導入段階に必要な書類	4.1: 受託者選定手続きに必要な書類、民間事業者が包括的民間委託への参画を検討するために必要な書類、民間事業者からの提案書、受託者決定後に作成する書類、契約締結後に作成する書類の内容及び書類の関係
第5章 包括的民間委託の骨子	5.1 受託者の業務範囲及び責任範囲	5.1: 委託者と受託者の業務範囲・役割分担、リスク分担・損害保険の種類例
5.2 受託者の満たすべき要求事項		5.2: 受託者の満たすべき要求水準、要求水準未達時の手続き、事業実施計画と要求水準の扱い、PIを用いて要求水準を設定する方法
5.3 流入基準と放流水質に基づく対応の考え方		5.3: 流入基準と放流水質に基づく対応の考え方や流入基準と要求水準に対する評価の考え方、業務委託費の精算、業務委託に係る支払額の決定方法(ペナルティやインセンティブ、流入条件や物価変動による精算、緊急時の精算の状況・事例)
5.4 地方公共団体の技術力の確保・向上について		5.4: 地方公共団体の技術力の確保・向上に向けた検討事項や取組事例
第6章 次期契約等への活用	6.1 包括的民間委託内容の見直し	6.1: 次期契約に向けた包括的民間委託の契約内容の見直し例(対象施設、業務範囲、契約期間、リスク分担、要求水準、精算方法、精算方法、インセンティブ、ペナルティ、受託者選定方式、履行監視・評価方法、事業運営体制)と参照先
6.2 ストックマネジメントとの連携		6.2: 下水道ストックマネジメントの概要と包括的民間委託との連携の概要
第7章 参考資料編	7.1 標準契約モデル ~ 7.1.1 通知・通達類	第7章: アンケート結果や先進都市の事例等を踏まえた標準契約モデルや各事例、指定管理者制度、通知・通達類

(出典) 処理場等包括的民間委託導入ガイドライン【概要版】((公社)日本下水道協会)

(ii) 処理場等包括的民間委託の履行監視・評価に関するガイドライン

- ▶ 性能発注である包括的民間委託において、「履行監視・評価」は効率的・効果的な維持管理という目的を達成するための最重要事項であることから、平成30年12月に「処理場等包括的民間委託の履行監視・評価に関するガイドライン」が発行された（(公社)日本下水道協会）。
- ▶ 本ガイドラインでは、先進都市の事例を踏まえて、履行監視・評価の基本的な考え方、手順及び方法が掲載されている。

処理場等包括的民間委託の履行監視・評価に関するガイドライン目次		公益社団法人 日本下水道協会
【本編】		
第1編 総論		
第1章 処理場等包括的民間委託の履行監視・評価の必要性	第1章：「H2O実施運営マニュアル」に準拠した包括的民間委託の基本的な考え方、業務範囲（レベル1～3）やガイドラインの適用対象 第2章：履行監視・評価の定義、履行監視・評価の体系 第3章：維持管理を起点としたマネジメントサイクルの確立の重要性、施設情報システムの構築・活用 第4章：履行監視・評価に係る用語の定義	
第2章 処理場等包括的民間委託の履行監視・評価の体系		
第3章 維持管理を起点としたマネジメントサイクル		
第4章 用語の定義		
第2編 履行監視・評価の実施方法		
第1章 事業実施計画書の概要と確認方法	第1章：事業実施計画書の概要、業務実施体制の確認方法、運転管理基準の確認方法、保安全管理基準の確認方法 第2章：業務実施計画書の概要、確認方法 第3章：運転管理業務、保安全管理業務の履行監視方法 第4章：運転管理業務、保安全管理業務、維持管理全般の評価方法（PI等） 第5章：業務完了時の評価方法	
第2章 業務実施計画書の概要と確認方法		
第3章 運転・保安全管理の履行監視方法		
第4章 運転・保安全管理の評価方法		
第5章 業務完了時の評価方法		
第3編 次期契約等への活用		
第1章 包括的民間委託内容の見直し	第1章：次期契約に向けた包括的民間委託の契約内容の見直し内容（対象施設、業務範囲、ペナルティ・インセンティブ、事業運営体制等） 第2章：下水道ストックマネジメントの概要と連携の概要 第3章：「H30広域化・共同化の事例集」（国土交通省）を参考に、包括的民間委託だけでなく、様々な官民連携手法の事例を紹介	
第2章 スtockマネジメントとの連携		
第3章 官民連携の拡大や効果的な連携手法の事例		
【参考資料】		
履行監視・評価チェックリストの使い方及び記入例	チェックリストでは、先進都市の事例を踏まえ、自らで履行監視・評価を実施（第三者機関へ委託する場合も含む）できるように、基本的な方法、手順の例を提示	

（出典）処理場等包括的民間委託の履行監視・評価に関するガイドライン【概要版】（(公社)日本下水道協会）

3) 管路施設の包括的民間委託

① 管路施設の包括的民間委託の概要

- ▶ 管路施設の維持管理を計画的に行い、下水道施設の保全及び機能の確保、事故等の防止を目的とした予防保全型維持管理への早期転換が求められており、その手段として、民間リソースを活用した包括的民間委託の導入が有効。

- 業務範囲については、巡視・点検、調査、清掃等の限定的な業務をパッケージ化する事例から、計画的業務全般を含めた事例、改築を含めた事例まで、幅広く実施。基本的に仕様発注で実施されているが、努力目標等として成果指標を設定している例も存在。
- 複数の業務をパッケージ化し、複数業務として発注することにより、職員の事務負担の軽減、業務の効率化等が期待されるほか、計画的業務をまとめて発注することで効率的な問題箇所抽出と清掃・修繕等の迅速化・適正化が図れることに加え、住民対応等業務をパッケージ化することで迅速な対応が可能となり住民満足度が向上することも期待。
- 先進自治体では、管路施設の包括的民間委託を通じて、下水道管路施設情報の再整理、台帳情報の電子化、点検記録等の維持管理情報の入力・台帳情報との紐付け、将来の更新需要の分析まで行うなど、適切なストックマネジメントを実現しており、都道府県におかれては、管内市町村とともに、積極的に導入を検討いただきたい。

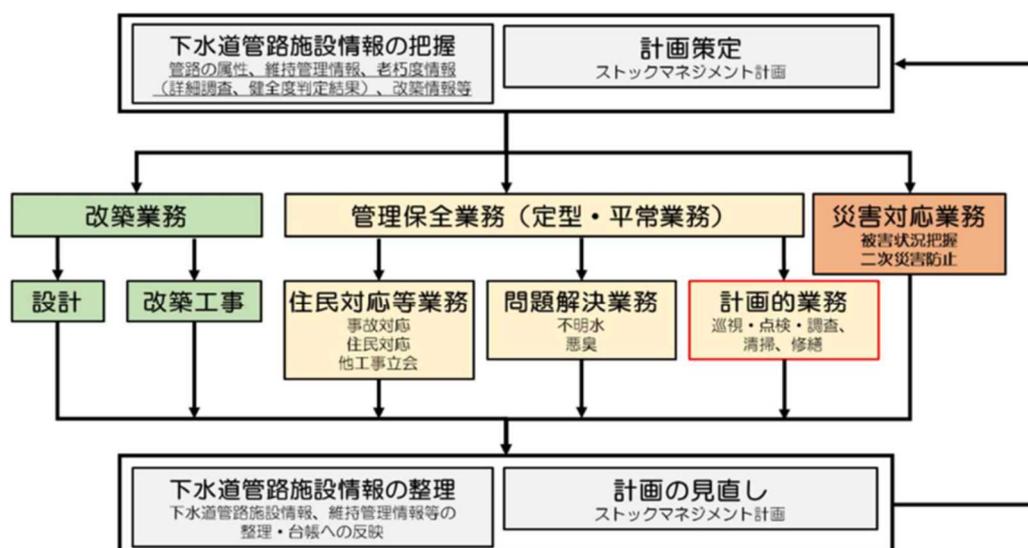


図 2.2 管路管理の包括的民間委託における対象業務

(出典) 下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入ガイドライン

② 管路施設の包括的民間委託の導入状況

- 令和2年4月時点で、26 団体 38 契約導入されているが、処理場包括的民間委託と比較すると、管路包括的民間委託は事例が限られているのが現状。

管路施設における包括的民間委託導入状況

38契約

地方公共団体	事業開始	事業名	地方公共団体	事業開始	事業名
富士市	H27.8.1	富士市終末処理場管理運営等業務委託	山梨県	H31.4.1	養瀬川浄化センター運転管理等包括委託
河内長野市	H28.3.15	河内長野市下水道管路施設包括的管理業務	山梨県	H31.4.1	桂川清流センター運転管理等包括委託
大阪狭山市	H28.4.1	大阪狭山市下水道管路施設包括的維持管理業務	大津市	H31.4.1	管渠維持管理業務
鳥栖市	H28.4.1	鳥栖市浄化センター維持管理業務	堺市	H31.4.1	堺市北詰下水道管路施設維持管理業務
羽見沢市	H29.4.1	下水道管路施設維持管理業務	堺市	H31.4.1	堺市南詰下水道管路施設維持管理業務
東春満町	H29.4.1	高瀬浄化センター処理施設及び下水道管路維持管理業務委託	姫路市	H31.4.1	家島浄化センター運転管理業務等包括委託
大阪市	H29.4.1	大阪市内一円下水道施設等維持管理業務委託	鳥取市	H31.4.1	鳥取市東部地域千代川右岸下水道等施設包括的管理委託業務
千穂圏複合 連携組合	H30.4.1	下水道施設運転管理業務委託	鳥取市	H31.4.1	鳥取市東部地域千代川北岸下水道等施設包括的管理委託業務
千歳県	H30.4.1	花見川終末処理場維持管理包括委託	鳥取市	H31.4.1	鳥取市南都地域下水道等施設包括的管理委託業務
千歳県	H30.4.1	手賀沼終末処理場維持管理包括委託	鳥取市	H31.4.1	鳥取市西部地域下水道等施設包括的管理委託業務
かほく市	H30.4.1	かほく市上下水道事業包括的民間委託	鳥取市	H31.4.1	鳥取市福部地域下水道等施設包括的管理委託業務
磐城市	H30.4.1	中央終末処理場等包括的維持管理業務委託	浜松市	R1.6.14	中部地区 下水道管路長寿命化対策業務
磐城市	H30.4.1	磐城市浄化センター等包括的維持管理業務委託	旭川市	R2.4.1	下水道施設維持管理業務
磐城市	H30.4.1	高城浄化センター等包括的維持管理業務委託	守谷市	R2.4.1	守谷市管路施設管理業務委託
豊田市	H30.8.8	豊田市下水道管路施設包括的維持管理業務委託	安曇野市	R2.4.1	安曇野市下水道施設等維持管理業務委託
柏市	H30.10.1	柏市公共下水道管路施設包括的予防保安監視管理業務委託	中能登町	R2.4.1	中能登町下水道処理施設維持管理業務委託
奈良市	H30.10.1	奈良市東部地域等における上下水道施設等包括的維持管理業務委託	伊東市	R2.4.1	伊東市公共下水道施設等維持管理業務委託
千歳県	H31.4.1	花見川第二終末処理場維持管理包括委託	土佐町	R2.4.1	土佐町上下水道に係る運転管理業務
山梨県	H31.4.1	富士北麓浄化センター運転管理等包括委託			
山梨県	H31.4.1	峡東浄化センター運転管理等包括委託			

③ 管路施設の包括的民間委託導入に対する取組

(i) 下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入ガイドライン

- 導入促進に向けて、平成 26 年 3 月に「下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入ガイドライン」を発行。
- 地方公共団体、特に執行体制が脆弱な中小都市が、地域の実情に応じて包括的民間委託の導入が円滑に行えるよう、既往の導入事例を踏まえて、令和 2 年 3 月にガイドラインを改正した。
- 本ガイドラインについては、下水道部ホームページで公開しており、参考とされたい。

➤ 本ガイドラインは、下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託の導入の有効性を提示するとともに、導入に向けた手順や基本的な考え方、地方公共団体が必要となる事務を時系列に沿った形で解説している。

➤ 本ガイドラインの目的、現状及び課題、包括的民間委託の基本的な考え方、全体の流れ、用語の解説

第1章 総論

- 1. 1 本ガイドラインの目的
- 1. 2 下水道管路施設を取り巻く現状及び課題
- 1. 3 下水道管路施設のストックマネジメント
- 1. 4 下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託の基本的な考え方
- 1. 5 下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託の事務の流れ
- 1. 6 用語の定義

➤ 包括的民間委託の導入の意思決定後、入札・契約方式等を設定し、受託者選定に係る審査委員会を設置した上で、公告資料の作成及び公告等を行い、設定した受託者選定基準に基づいて民間事業者を選定し、契約を締結する。

第3章 契約までの事務

- 3. 1 契約までの事務の流れ
- 3. 2 入札・契約方式等の設定
- 3. 3 審査委員会の設置
- 3. 4 公告資料の作成及び公告
- 3. 5 民間事業者の選定
- 3. 6 契約

➤ 現況の下水道管路施設の維持管理体制や施設情報等を基に、管路管理に係る業務範囲、スキームや執行体制を検討し、民間事業者の参入意向調査を実施する。

➤ 参入意向調査の結果を踏まえて、スキーム案を決定して、導入効果の整理をした上で、導入の意思決定を行う。

第2章 導入検討

- 2. 1 導入検討の流れ
- 2. 2 現況把握
- 2. 3 スキームの検討
- 2. 4 執行体制の検討
- 2. 5 参入意向調査の実施及びスキーム案の決定
- 2. 6 導入効果の整理
- 2. 7 導入決定に向けた調整

➤ 包括的民間委託の導入後は、引継ぎを行い、業務実施の確認方法を定めて、適宜進捗を確認する。

➤ 管路管理は契約後も必要となるため、次期包括的民間委託に向けた検討を行う。

第4章 契約後の事務

- 4. 1 引継ぎ
- 4. 2 業務実施の確認、監督・検査
- 4. 3 契約変更
- 4. 4 次期に向けた検討

➤ 導入事例集、標準契約書、標準仕様書について更新するとともに、具体的な公告資料を別添資料編として添付

4) PFI（従来型）・DBO方式

① PFI（従来型）・DBO方式の概要

➤ PFI（従来型）：民間が資金調達し、設計、建設、運営を民間が一体的に実施する方式（コンセッション方式を除く）。

・SPCの収入の源泉等の違いに基づいた分類

- ✓ サービス購入型：公共部門はSPCが受益者に提供する公共サービスに応じた対価（サービス購入料）を支払う。
- ✓ 混合型：SPCのコストは公共部門から支払われるサービス購入料と利用料金収入等により回収。
- ✓ 独立採算型：SPCのコストは利用料金収入等により回収。公共部門からのサービス購入料の支払いはなし。

※SPCのコスト：SPCが自ら調達した資金により施設の設計・建設・維持管理・運営を行うのにかかるもの

・事業期間中の施設の所有権や事業内容等による分類

- ✓ BTO方式：SPCが対象施設を設計・建設し、完工直後に公共部門に施設所有権を移転後、施設の維持管理及び運営。
- ✓ BOT方式：SPCが対象施設を設計・建設し、完工直後も対象施設を所有したまま維持管理及び運営を行い、事業終了後に公共部門に施設所有権を移転。

※このほかBOO方式、RO方式、RTO方式等

➤ DBO方式：公共が資金を調達し、設計、建設、運営を民間が一体的に実施する方式。設計・建設の対価は、施設の引渡しまでに支払うことが一般的。

② 下水道におけるPFI（従来型）・DBO方式の導入状況

➤ 下水汚泥の有効利用事業を中心にPFI（従来型）は11件、DBO方式は26件実施中。なお、DBO方式については、下水処理場やポンプ場においても実施。

＜PFI(従来型)＞ 11契約		＜DBO方式※＞ 26契約 ※設計・施工・管理一括発注(DB+O含む)	
地方公共団体	事業名	地方公共団体	事業名
東京都(H14.10)	森ヶ崎水再生センター常用発電設備整備事業	東京都(H16.11)	森ヶ崎水再生センター 小水力発電設備整備委託事業
大阪市(H18.4)	津守下水処理場消化ガス発電設備整備事業	東京都(H17.11)	東部スラッジプラント 汚泥炭化事業
横浜市(H20.8)	北部汚泥資源化センター消化ガス発電設備整備事業	兵庫県(H19.2)	兵庫西流域下水汚泥処理場 1・2系溶融炉改築工事
黒部市(H21.4)	下水道バイオマスエネルギー利活用施設整備運営事業	佐賀市(H19.5)	佐賀市下水浄化センター 汚泥堆肥化事業
大阪市(H23.4)	平野下水処理場汚泥固形燃料化事業	東京都(H20.7)	清瀬水再生センター 汚泥ガス化炉事業
横浜市(H24.7)	横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業	藤原川内市(H21.1)	汚泥再生処理センター 施設整備運営事業
豊橋市(H26.12)	豊橋市バイオマス資源利活用施設整備・運営事業	広島市(H21.3)	広島市西部水資源再生センター 下水汚泥燃料化事業
愛知県(H26.12)	豊川浄化センター汚泥処理施設等整備・運営事業	愛知県(H21.12)	衣浦東部浄化センター 下水汚泥燃料化事業
佐野市(H27.3)	佐野市水処理センター再生可能エネルギー発電事業	東京都(H23.2)	東部スラッジプラント 汚泥炭化事業(その2)
横浜市(H28.8)	横浜市北部汚泥資源化センター汚泥処理・有効利用事業	埼玉県(H23.12)	新河岸川水循環センター 下水汚泥固形燃料化事業
富田林市(H31.3)	富田林市下水道管渠長寿命化PFI事業	西海市(H24.11)	西海市エネルギー回収推進施設 整備・運営事業
		滋賀県(H25.1)	湖西浄化センター 下水汚泥燃料化事業
		北九州市(H25.4)	日明浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業
		熊本市(H25.4)	下水汚泥固形燃料化事業
		京都府(H25.10)	洛西浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業
		広島県(H26.10)	芦田川浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業
		静岡県(H26.12)	中島浄化センター 汚泥燃料化事業
		秋田県(H27.7)	県北地区広域汚泥資源化事業(米代川流域下水道・大館処理センター)
		福岡県(H28.1)	御笠川浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業
		名古屋府(H29.2)	空見スラッジリサイクルセンター 下水汚泥固形燃料化事業
		大阪市(H29.9)	大阪市海老江下水処理場 改築更新事業
		宇都宮市(H29.10)	玉川ポンプ場事業
		福岡市(H29.12)	福岡市西部水処理センター 下水汚泥固形燃料化事業
		大船渡市(H30.4)	大船渡浄化センター 施設改良付包摂運営事業
		京都市(H30.5)	鳥羽水環境保全センター下水汚泥固形燃料化事業
		市原市(R2.3)	松ヶ島終末処理場下水汚泥固形燃料化事業

(R2.4時点で実施中のもの。国土交通省調査による)
表内の年月は事業開始時期

5) コンセッション方式

① コンセッション方式の概要

- 公共施設等運営事業。利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を地方公共団体が有したまま、運営権を民間事業者を設定する方式。
- 運営権者は、原則として利用者から収受する下水道利用料金により事業を運営。
- コンセッション方式の活用により、企画調整、維持管理、更新工事等に係る運営権者のノウハウを有効活用するとともに、資金調達や事業実施に係るリスクを軽減可能。これによる事業効率化、料金負担抑制、事業の持続性向上を期待。

② 下水道におけるコンセッション方式の導入状況

下水道コンセッション事業の事例①(浜松市西遠処理区)

＜事業概要＞

対象事業： 処理場（1か所）・ポンプ場（2か所）（西遠処理区＝浜松市内最大処理区）の維持管理・機械電気設備改築更新
事業期間： 20年間（平成30年4月事業開始）
運営権者： 浜松ウォーターシンフォニー株式会社
（ヴェオリア・ジャパン、ヴェオリア・ジェネッツ、JFEエンジニアリング、オリックス、須山建設、東急建設が設立した特別目的会社）
VFM： 14.4%
（総事業費（現在価値換算後）が約600億円→約514億円へ縮減）
運営権対価： 25億円

【運営権者の取組と効果】

- ・ 修繕等の内製化： 保安全管理費を約**43%削減**（令和元年度）
（浜松市想定コスト6.46億円⇒3.68億円）
- ・ 運転管理最適化による節電・投入薬品等の節約による環境負荷の低減：
 エネルギー消費原単位**3.9%減**、ユーティリティ費約**32.7%減**
- ・ 委託業者/運営権者の従業員における正規雇用の割合：
 平成29年度末74%（46名中34名）→令和元年度末**93%**（45名中42名）

【特徴的な取組】

① スマートフォンを活用した点検 ② 維持管理と改築の一体的な実施業務の効率
 ③ 国際下水道セミナーの開催 ④ 地域活性化に貢献する起業家支援プログラムを実施

【視察への対応】

・ 行政・企業等から約**800名**が視察（平成30年4月1日～令和2年2月21日）

＜事業対象施設の位置図＞

＜スケジュール＞

平成25年度	導入可能性調査
平成26年度	デューデリジェンス実施
平成28年2月	実施方針に関する条例制定・実施方針策定
平成28年4月	静岡県より対象施設移管・包括的民間委託開始
平成28年5月	事業者公募
平成29年3月	優先交渉権者選定結果の公表
平成29年10月	運営権設定・実施契約締結
平成30年4月	コンセッション事業開始

下水道コンセッション事業の事例②(須崎市)

<事業概要>

人口：2.2万人（令和元年11月末時点）

対象事業：下水道の終末処理場（1か所）、管渠（汚水）（10km）の経営、企画、運転維持管理【公共施設等運営事業】、漁業集落排水処理施設の維持管理、クリーンセンター等の運転維持管理【包括的民間委託】、下水道の雨水ポンプ場の保守点検、管渠（雨水）の維持管理【委託（仕様発注）】をパッケージ化

事業期間：19.5年間

運営権者：株式会社クリンパートナーズ須崎（NJS、四国ポンプセンター、日立造船中国工事、PFI推進機構、四国銀行が設立した特別目的会社）

VFM：約7.6%（19.5年で、約2億2300万円の削減効果）

<事業対象施設の位置図>



<事業スキーム(公共施設等運営事業+包括的民間委託等)>

	対象事業	事業方式
下水道	下水道管渠（汚水）	経営、企画、維持管理 公共施設等運営事業
	終末処理場	経営、企画、運転維持管理 【～令和6年9月(予定)】 包括的民間委託 【令和6年10月～(予定)】 公共施設等運営事業
	雨水ポンプ場	保守点検 委託（仕様発注）
	下水道管渠（雨水）	維持管理 委託（仕様発注）
漁業	浄化槽	維持管理 包括的民間委託
	中継ポンプ施設	維持管理 包括的民間委託
	クリーンセンター等	運転維持管理 包括的民間委託

<スケジュール>

平成28年度	PFI法第6条に基づく民間提案を受付 導入可能性調査
平成29年度	デューデリジェンス実施
平成29年12月	実施方針に関する条例制定
平成30年2月	実施方針策定
平成30年8月	事業者公募
平成31年1月	優先交渉権者を選定
令和元年12月	運営権設定・実施契約締結
令和2年4月	事業開始

下水道コンセッション事業の事例③(宮城県)

<事業概要>

事業名：宮城県上下水一体官民連携運営事業
(みやぎ型管理運営方式)

対象事業：水道用水供給事業(2事業)、工業用水道事業(3事業)、流域下水道事業(4事業)の運転維持管理・改築等(管路等の維持管理・改築、土木構造物の改築を除く)

事業期間：20年間

流域下水道の利用者(関係市町村)：21市町村

(仙台市、塩竈市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、大崎市、富谷市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、丸森町、亶理町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村、美里町)

<事業対象施設の位置図>



みやぎ型管理運営方式 対象9事業
(事業区域が重なる、水道用水供給2事業、工業用水道3事業及び流域下水道4事業)

- 水道用水供給事業(2事業)
大崎広域水道事業
仙南・仙塩広域水道事業
- 工業用水道事業(3事業)
仙台北部工業用水道事業
仙塩工業用水道事業
仙台南工業用水道事業
- 流域下水道事業(4事業)
仙塩流域下水道事業
阿武隈川下流域下水道事業
鳴瀬川流域下水道事業
吉田川流域下水道事業

※みやぎ型対象外の流域下水道事業(3事業)
北上川下流域下水道事業
沼川流域下水道事業
北上川下流中部流域下水道事業

※流域下水道事業の対象事業については、水道用水供給事業・工業用水道事業と区域が重複する4事業が一体運営の効果が高くとれる

- 20年間、水道、工業用水道、下水道一体のスケールメリットに加え、運転維持管理と改築とのパッケージ化により、9事業合計で約247億円(7.4%)、下水道事業では約55億円(4.0%)のコスト削減効果を見込む。
- モニタリングは、運営権者、県、有識者委員会による三段階で行い、運営権者による適切かつ確実な事業運営を確保。

<スケジュール>

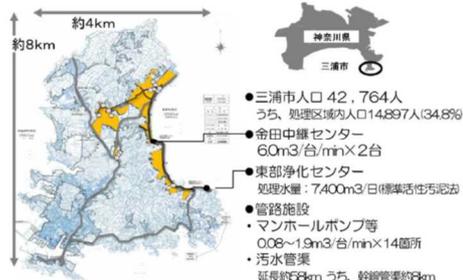
平成29年度	導入可能性調査 デューデリジェンス実施(水道、工業用水道、下水道)
平成30年度	デューデリジェンス実施(下水道)
令和元年12月	実施方針に関する条例制定 実施方針策定
令和2年3月	事業者公募
令和3年3月	優先交渉権者の選定
令和3年度中	運営権設定・実施契約締結(予定)
令和4年4月	事業開始(予定)

下水道コンセッション事業の事例④(三浦市)

<事業概要>

事業名：三浦市公共下水道(東部処理区)運営事業
 対象区域：三浦市公共下水道事業計画区域(東部処理区)
 対象施設：処理場、汚水ポンプ場、汚水管路施設のすべて
 事業期間：20年間(R5.4～R25.3.31)

<事業対象施設の位置図>



<導入の背景と期待する効果>

- 下水道事業においては、以下の4つの課題を抱えており、官民連携手法による経営改善が必要と判断した。
 1. 施設の老朽化に伴う、点検・更新需要の増大
 2. 人口減少による下水道使用料収入の減少
 3. 業務量増大に対応する職員の不足
 4. 一般会計繰入金金の抑制
- 20年間の公共施設等運営事業を導入することで、民間企業のノウハウや経営原理を効果的に取り込み、市の財政負担軽減や事業継続に向けた体制の維持・強化等の効果が見込まれることから、導入する方針を固めたところ。

<スケジュール>

平成27年～	導入可能性調査の実施
平成29年～	デューデリジェンス等の実施
令和2年 10月	実施方針(案)の公表
令和3年 3月	実施方針条例制定
	実施方針策定
令和4年 7月	事業者公募(予定)
	優先交渉権者選定(予定)
令和4年 11月	運営権設定・実施契約締結(予定)
	事業開始(予定)

③ 国土交通省におけるコンセッション方式導入に対する取組

(i) 下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン(H31.3)

- 下水道分野におけるコンセッションの導入促進に向け、実務的なノウハウを盛り込んだ新たなガイドラインとするため、平成30年7月に有識者委員会を設置し検討を実施。平成31年3月に改訂。
- 浜松市、須崎市での運営実績の蓄積が進むとともに、宮城県等の事例が増えたことから、令和3年度に更なる改訂の検討を予定している。
- 本ガイドラインについては、下水道部ホームページで公開しており、コンセッションの実施を検討する地方公共団体においては参考とされたい。

6) 民間収益施設併設事業による下水道用地の活用

- ▶ 人口減少等により、余剰地が増える見込みであり、施設用地の有効利用による収益確保が重要。
- ▶ 民間収益施設併設事業による下水道用地の活用事例は全国で 75 契約。(R2.4月時点)
- ▶ そのうち約 9 割が再生可能エネルギー事業（バイオガス発電、太陽光発電）であり、各地方公共団体は収益施設を運営する事業者から賃料収入等を確保。
- ▶ 下水道用地等に係る財産処分は、原則として国の承認（国庫納付）が必要であるが、柔軟な対応も可能。

下水道用地の活用	下水道用地(上部空間)の活用	下水道用地(上部空間)の活用 + バイオガスの活用
 <p data-bbox="304 1144 513 1167">山形県 山形浄化センター</p>	 <p data-bbox="676 1144 914 1167">大阪府 竜華水みらいセンター</p>	 <p data-bbox="1102 1144 1264 1167">神戸市 垂水処理場</p>
<p data-bbox="236 1182 387 1223">太陽光発電 (H25.10運転開始)</p> <ul data-bbox="236 1240 579 1375" style="list-style-type: none"> ○山形県は下水処理場にある用地を民間事業者に貸付。 ○設備容量は約2000kW。 ○県は用地の賃料として、民間事業者から年間約480万円を受領。 ○財産処分区分は、有償貸付け。収益は維持管理費相当額を超えないため、補助金返還は不要。 	<p data-bbox="622 1182 965 1223">スポーツ施設・スーパーマーケット等を併設 (H23.8開業)</p> <ul data-bbox="622 1240 965 1357" style="list-style-type: none"> ○大阪府は下水処理場の上部空間を民間事業者に貸付(事業用定期借地権)。 ○賃料:年間約4,700万円 ※総額:約9億8,400万円(21年間) ○財産処分区分は、有償貸付け。収益は維持管理費相当額を超えないため、補助金返還は不要。 	<p data-bbox="1008 1182 1310 1223">太陽光発電とバイオガスのダブル発電 (H26.3運転開始)</p> <ul data-bbox="1008 1240 1351 1413" style="list-style-type: none"> ○神戸市と民間事業者との共同事業。神戸市は、民間事業者に下水処理場の上部空間、消化ガスを提供。民間事業者は太陽光・バイオガスによる発電事業を行い、売電収入の一部を市に支払い。 ○年間売電収入は 約1億7,000万円、そのうち約2割が市の収入。 ○財産処分区分は、目的外使用(収益あり)。収益は維持管理費相当額を超えないため、補助金返還は不要

財産処分に対する柔軟な対応

○下水道用地等に係る財産処分は、原則として国の承認(国庫納付)が必要であるが、柔軟な対応も可能。

下水道用地の貸付け等(財産処分)

① 有償貸付け等の場合

- 収益が補助対象施設の整備費及び維持管理費相当の範囲内については、**国庫納付は不要**
- 「社会資本整備総合交付金事業の実績報告書、残存物権等の取扱い、額の確定及び財産処分承認基準等要領について(H30.3.30 国官会第27号)」参照

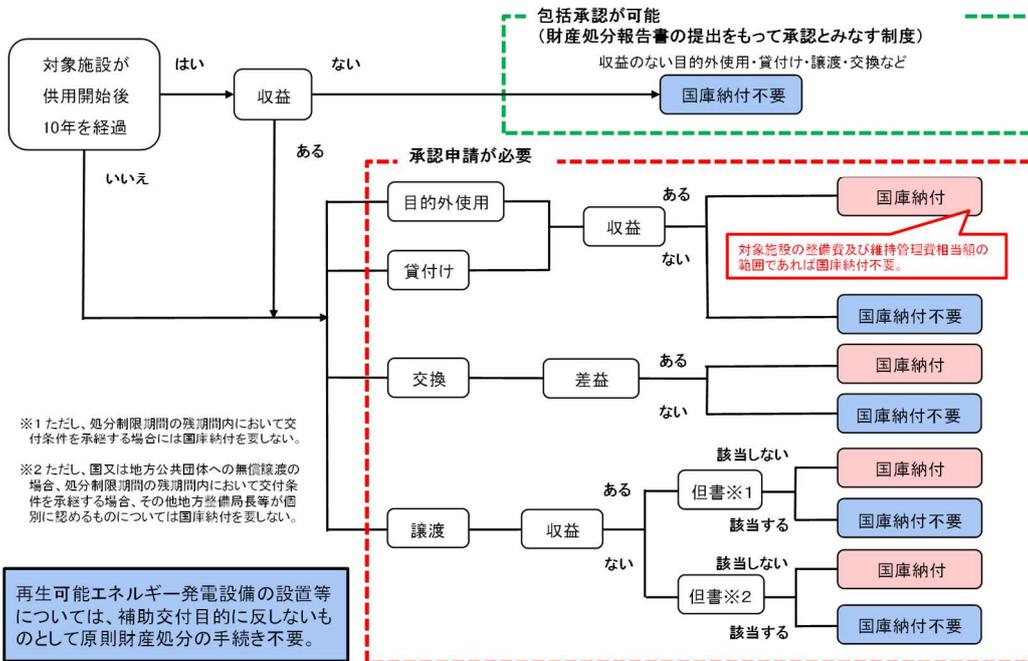
② 再生可能エネルギー発電設備の設置等の場合

- 補助金等の交付目的に反しないものとして、**原則財産処分手続は不要**
(自ら発電設備を設置、又は有償で施設の一部の貸付け(屋根貸し等)を行う場合)
- 「補助事業等により取得した施設における再生可能エネルギー発電設備の設置等について」(平成26.2.19 国土省)参照

③ 下水道計画の見直し等による所管替えの場合

- 地方公共団体への無償譲渡の場合として、**国庫納付は不要** ※ただし次のすべてに該当する場合
 - ・人口減少等を踏まえた下水道計画の見直しにより生じた対象用地を譲渡するものであること
 - ・対象用地が、取得した時点における事業計画及びその根拠となる全体計画において定められた区域内に位置することが確認できること
 - ・所管換え後の用途が公共の目的に資するものであること
- 「社会資本整備総合交付金事業および水管理・国土保全局補助事業等における財産処分承認基準等要領の運用について」(H28.8.22水管理・国土保全局下水道部下水道事業課課長補佐、下水道事業課事業マネジメント室課長補佐事務連絡)参照

主な財産処分区分に係る国庫納付の有無(イメージ図)



(3) 下水道の適切な維持管理について

1) 維持管理事故への対応

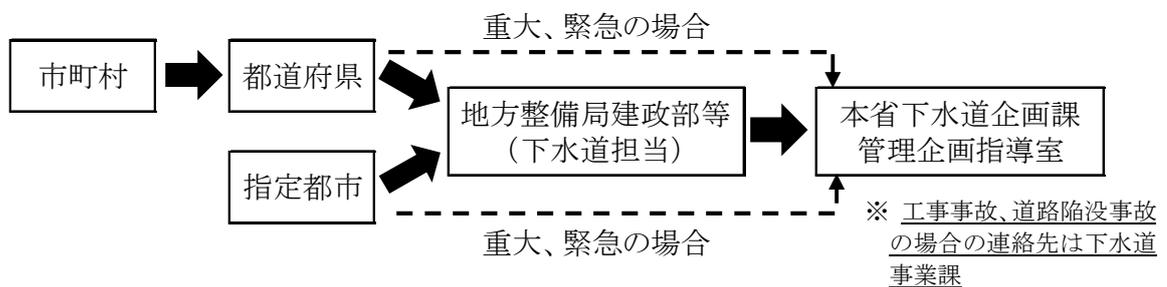
①事故発生時の情報連絡

(i) 事故報告

下水道維持管理上の事故発生時においては、都道府県・指定都市から地方整備局建政部等（下水道担当）に速やかに情報連絡されるようお願いする。

なお、重大な事故や緊急を要する場合は、都道府県・指定都市から本下水道企画課管理企画指導室にも併せて連絡されるようお願いする。

【情報連絡ルート】



②事故の再発防止

(i) 維持管理事故の発生状況

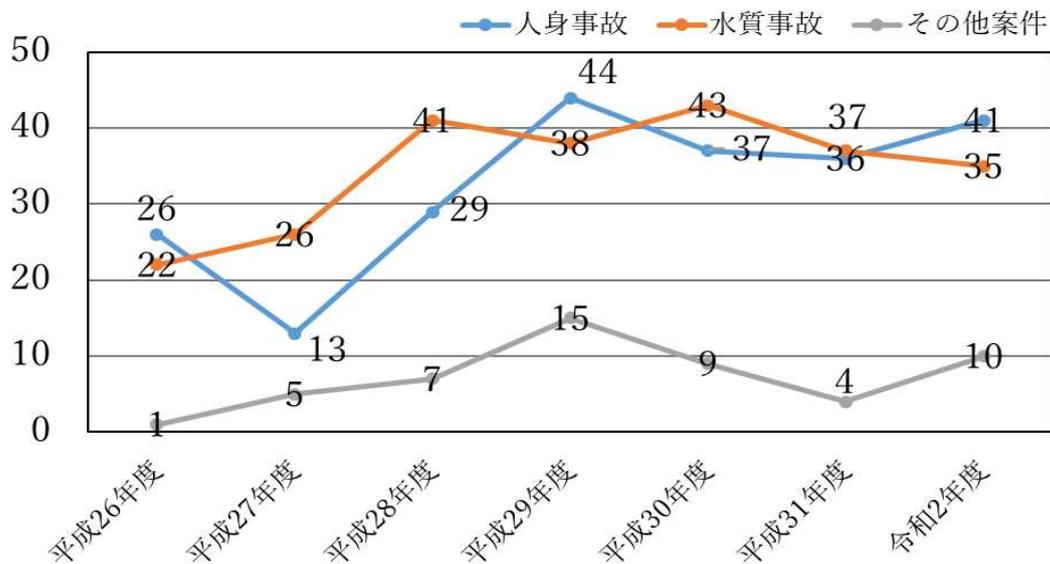
令和3年2月末時点において、人身事故が41件（うち死亡2件、負傷39件）、水質事故等が45件発生し、令和元年度の同時期に比べて人身事故は6件増、水質事故等は5件増となっている。人身事故は、「墜落・転落」、水質事故は、「下水道施設からの下水等の流出」が最も多くなっている。

基本的な安全対策についての不注意に起因する事故などが多く、基本事項の徹底等、事故防止について高い意識を持って維持管理作業に当たることが重要である。

➤ 発生事故分類別事故件数



➤ 維持管理事故件数の推移



(ii) 令和2年度の維持管理事故の主な事例

➤ マンホール内における管渠清掃作業での死亡事故

【概要】マンホール内で管渠の清掃業務に従事していた作業員が、撤収作業中にマンホール内で意識を失い、その後救出に入った作業員も同様に、マンホール内で意識を失った。2名の作業員はマンホール内から救助されたが、搬送先の病院で死亡が確認された。

【原因】現場のマンホール内から硫化水素と一酸化炭素が検出されており、酸素欠乏症等の可能性がある。

➤ 処理場内のゲート誤操作による汚水の溢水

【概要】処理場内の導水路の途中から場内に汚水が溢水し、場内に流出した汚水が場内道路側溝を通じて排水路へ流出した。(排水路下流の河川への影響は確認されなかった。)

【原因】汚水調整池へ繋がる導水路のゲート誤操作により、ゲートを全閉にしたため、翌日の大雨による貯留ができなかったことが原因。

(iii) 事故情報データベースの公開等

下水道維持管理上の事故情報をデータベース化し、国土交通省下水道部ホームページで公開している。併せて、死亡事故などの重大事故に関して、過去に発出した通知及び手引き・要領等についても公開しているので、事故等を未然に防止する観点から、本情報の活用をお願いする。

(http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/crd_sewerage_tk_000005.html)

2) 住宅宿泊事業（民泊）に係る下水道法上の運用

- 住宅宿泊事業法の施行に伴い、住宅宿泊事業を営業する者の施設が水質汚濁防止法の特定施設に新たに該当することとなったため、「住宅宿泊事業に係る下水

道法の運用上の留意事項について」(平成 30 年 3 月 6 日付け下水道企画課長通知)を発出し、新たに特定施設となった施設の設置者は使用開始の時期等を公共下水道管理者に届け出なければならないこと等について周知。

- 同年 7 月 24 日に規制改革推進会議から、民泊サービスに関する意見が出され、住宅宿泊事業を開始するにあたり「関連する手続きが多く、煩雑になっている」ものの一つとして、下水道法に基づく使用開始の時期の届出が挙げられ、同年 11 月 19 日の「規制改革推進に関する第 4 次答申」では「水質汚濁防止法に基づく特定施設の届出、下水道法に基づく使用開始時期の届出等について、一定の規模・態様のサービスについては要しないこととする方向で検討する。」とされたところ。
- 下水道法の特定施設は、水質汚濁防止法第 2 条第 2 項に規定する特定施設等としているところ、令和 2 年 2 月に開催された中央環境審議会水環境部会において、水質汚濁防止法の特定施設から民泊を除外する方針が了承された。
- その後、令和 2 年 12 月 18 日に水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令が公布され、旅館業(旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 2 条第 1 項に規定するもの(下宿営業を除く。))をいう。以下同じ。)のうち住宅宿泊事業(住宅宿泊事業法(平成 29 年法律第 65 号)第 2 条第 3 項に規定するものをいう。)に該当するものの用に供するちゅう房施設等が、水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)第 2 条第 2 項の政令で定める特定施設から除かれることとなった
- これを受けて、「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令の施行に伴う下水道法の運用上の留意事項について」(令和 2 年 12 月 18 日付け下水道企画課長通知)を発出し、情報提供を行ったところ。

(4) 行政手続きにおけるデジタル化の推進等について

1) デジタル手続法の施行等

- 「規制改革実施計画」(令和2年7月17日閣議決定)において、「原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされた。
- これを踏まえ、国土交通省では、国民や事業者等に対して押印を求めている手続について押印を不要とする等の所要の改正を行うこととし、押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令(令和2年国土交通省令第98号)により、下水道法施行規則に規定されている手続きにおける押印等が不要となるよう措置したところ。(令和3年1月1日施行)
- また、従来から市町村の下水道条例の制定等に関する事務の参考として送付していた「標準下水道条例について」(昭和34年11月18日付け厚生省衛発第1108号・建設省計発第441号)についても、国民や事業者等に対して押印を求めている様式を見直し、国民や事業者等による押印を不要とする改正を行った(「標準下水道条例の改正について」(令和2年12月23日付け下水道企画課長通知))。
- 令和元年12月16日に施行された「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第16号)により、地方公共団体の行政手続のオンライン化が努力義務となったこと、また、デジタル・ガバメント実行計画(令和2年12月25日閣議決定)において、地方公共団体が行政手続のオンライン化を進めるに当たっては、法令に基づく行政手続だけでなく、条例又は規則に基づく行政手続も含めて対象とすることとされていることを踏まえ、各都道府県におかれては、管内市町村に対して、行政手続のオンライン化に向けた取組みを推進していただくようお願いする。